

税理士のみが行える業務

税理士以外でも行える業務

事業に関連しないサービス
(資産税など)

29. 税務調査対応
(個人の税に関するもの)

23. 相続対策

24. 相続税申告

25. 贈与税申告

30. 相続税セカンドオピニオン
(顧問契約は不要です)

32. その他業務

27. 確定申告 ※個人事業主以外
(住宅取得、医療費など)

28. 確定申告 ※個人事業主以外
(不動産、株式の譲渡など)

26. 財産評価

31. 税務・会計、その他相談 (簡易顧問契約)

33. セミナー・研修講師
(税務部分は、税理士のみ)